不当判決に抗議！

福岡地裁 三川鉱事件に判決

三池斗争に対する官憲の弾圧は戦後の労仂運動史上かって例をみないほど計画的で、狂暴で、大がかりなものであったが、そのなかでもいちばん大がかりな刑事弾圧事件といわれる三川鉱事件の第一審判決が去る七月二三日、福岡地裁（後藤裁判長）で行われた。

昭和三五年一〇月の第一回公判以来一〇五回の公判がもたれ、証人数は約二五〇人にのぼった。三八年一月から被告、弁護人側の証人調べの段階をむかえたが、とくに五月二七日から三一日までの三〇時間にわたって行われた証言では、弁護人、特別弁護人、被告人などによって三池斗争の本質と背景、三井鉱山の不当な指名解雇暴力就労の不当性および三井独占の暴力的就労計画についての弁論が行われた。

このようなたたかいの末なされたこの裁判は、次のようなものであった。なお（　）内は執行猶予である。

支部名	氏名	求刑	判決
三川	荒岡　勇	一年 四月（一年）	三川 小山　晃 一年 四月（一年）
三川	伊元　武夫	一〇月 三月（一年）	三川 古賀　巌 一〇月 二月（一年）
三川	岩崎　三徳	一〇月 二月（一年）	三川 崎村　敏男 八月 三月（一年）
三川	岩谷　義雄	一〇月 三月（一年）	港務 角　経弘 六月 一万円（一年）
三川	池田　昭二	一年 四月（一年）	三川 田羽田　等 一年 四月（一年）
三川	市川　正一	一年 四月（一年）	三川 高崎　典蔵 一年 六月（一年）
炭労	石塚　吉勇	一年 三月（一年）	三川 高山　辰晴 一年 六月（一年）
三川	尾方緒一郎	一年六月 八月（一年）	三川 津留崎政年 一年 四月（一年）
三川	木葉　晃行	六月 二月（一年）	三川 都甲　末人 一年 四月（一年）
三川	北岡ひとし	六月 二月（一年）	三川 西川　米生 六月 二月（一年）
三川	工藤　光幸	一〇月 三月（一年）	三川 野口　観蔵 一年 六月（一年）
三川	小西　武一	二年 一年（二年）	三川 林　淳一 一年六月 八月（一年）
三川	小山　晃	一年 四月（一年）	三川 稗島　広 一年 六月（一年）
三川	古賀　巌	一〇月 二月（一年）	三川 野田　春次 一年 四月（一年）
三川	崎村　敏男	八月 三月（一年）	三川 松本　信俊 一年 四月（一年）
三川	田羽田　等	一年 四月（一年）	三川 松本　武則 一年六月 八月（一年）
三川	高崎　典蔵	一年 六月（一年）	三川 前川　政雄 一〇月 三月（一年）
三川	高山　辰晴	一年 六月（一年）	三川 峰　喜平 三年 一年二月（二年）
三川	津留崎政年	一年 四月（一年）	三川 宮本　義広 一年 四月（一年）
三川	都甲　末人	一年 四月（一年）	三川 宮ケ野慶介 八月 三月（一年）
三川	西川　米生	六月 二月（一年）	三川 道岡　茂 一〇月 三月（一年）
三川	野口　観蔵	一年 六月（一年）	三川 山田　奉二 四年 三年（四年）
			三川 山田　春光 一〇月 三月（一年）

友愛カンパ集約

故 井上セツ子さんへ

荒尾市庁舎建築現場で工事中四階天井が落ちて、不幸にも会員井上セツ子さんが即死され合理化の犠牲として倒れました。主婦会第一〇回大会の中で任意カンパの動議が決定され、それぞれ分会では趣意書によって助け合いカンパ運動をして頂き誠に有難うございました。集約が出来ましたので紙面をかりて御礼に変えます。

金額	三四、六一三円	
宮浦	一一、六四六円	
四山	五、〇二八円	
三川	二〇、六五六円	
本所	四、六六五円	
港務	二、六一八円	

なほ七月一五日会長及び久保支部長から井上さん宅まで届けて頂いております。

馬場さん（三川）が死亡

合理化強行の犠牲つづく

七月二五日三川鉱で災害が発生し、われわれの同志馬場忍さんが落磐の犠牲となって死亡された。その前日の二四日には四山鉱で発破事故により、組夫七名が被災し内一名が死亡している。労仂強化と低賃金、保安無視で労仂者をしぼれるだけしぼろうとする第三次合理化の不当な強行がこの結果を生んだものである。

昇坑直前の事故

二五日午後九時二〇分頃、三川鉱三五〇M坑道掘進本延詰の切羽面より一八〇M附近で、天井が崩落し、作業中の馬場忍さん（三川支部仕繰工四二才）が下敷となり死亡した。

馬場さんは当日掘進切羽の炭函操作に繰込まれ、二番方昇坑直前最後の函入替のため空函預け線の所に行った際、天磐が落ち、一・七五M×一・〇五M〇・三五Mの大きさの岩の下敷となり即死したものである。

指適されて認める

保安委員会で、組合側の追及によって会社側は、「係員は鉱員に自分の頭の上は点検するよう指導している。」と保安技術職員と同一視するようないいかたをしている。また、亀裂が五本も通って水付き気味の天井不良箇所であるのに係員は「大体本坑道は一枚天井で天井状況は良好」といっていた。指適された後ではじめて「悪い」と認めるといった有様であった。

一人死亡、六名重軽傷（四山）

組夫の発破事故

七月二四日午前九前四五分、四山鉱五二〇M掘進坑道本延詰で、全面発破予定の穿孔、装填の立体作業中、竹下さん（殉職者）が新桐マイト二五〇±二分の一増マイト装填中触発し、罹災した。

巡視の保安監督官も、「木の棒で装填するだけで爆発するとは考えられない」といっている。

罹災者はつぎの通り

竹下春広	死亡
福津昭義	重傷
興花政勝	〃
森山重信	軽傷
井上吉明	〃
稲田義雄	〃
上田哲郎	〃

合理化の矛盾

二四日、二五日と二日間続けて死亡災害を出したということは、第三次合理化強行、労仂強化による能率六〇トン（現在三六トン）を絶対的使命として、生産を強行しようとする冷酷な生産第一主義の矛盾の結果であり、それが災害に現われだしたものだといえよう

三川鉱事件の判決に思う

三川鉱事件被告団長　野田春次

偏見にみちた判決

ほの暗い見なれた福岡地裁刑事一部の法廷内は、家族、三池の同志、主婦会員など多数が傍聴に馳せ参じ、立錐の余地もないありさまであった。

定刻十時三十分の開廷がおくれ、三池争議中最大の衝突事件と、国民注視のうちにたたかわれた三川鉱乱斗事件の判決公判は二十三日午前十時五十五分、福岡地裁後藤裁判長係、福岡地検増田検事、清源主任弁護人らの立ちあいで開かれ、裁判長は被告三十四名に対し懲役三年から同二月、角君に対し罰金（いずれも執行猶予四年から一年）をいい渡した。実に三十五年十月の第一回公判いらい二年七カ月ぶり（公判回数百六回め）である。

きょうの判決は、真実と民主主義の破壊だと思う。しかしわれわれ三十五名のたたかいは、きょうで終末をつげたのではない。罪におとすためにはあらゆる陰謀と証拠なき証拠をたくみにつくりあげ、デッチあげをおこなった日米反動、三井独占資本、貪欲の犬耻員と第二組合員警察、検察側が一体となり共同行為をおこなったことを忘れてはならない。

以上の責任は、すべて彼らにある以上われわれは徹底的に追及するし、またそのために犠牲をこうむり苦しんでいく家族一同のためにも、要するに現代の裁判は天皇制裁判から主権在民の民主制裁判に移行していること、裁判官はあくまでも憲法の番人としての憲法の正しい解釈適用と基本的人権の擁護という重要使命をにおわされているということを、今後のたたかいを通じて解明、とくに公正、納得のいく裁判を主張していく。

こんどの裁判で見のがすことのできないのは、憲法でいう国民の権利がいちじるしくおかされているということ、ちなみに憲法第二十八条（勤労者の団結権、団体行動権）には、勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する、とうたわれている。

ところが判決では、後藤裁判長は「会社、新組合側の強行入構を阻止しようと思えば、説得などの行為はできるはずで、被告たちの行為はあきらかに説得行為から逸脱した違法行為である」と、弁護、被告側の主張を全面的にしりぞけた。

かくのごとき主張をおこなった後藤裁判長は、はしなくも裁判史上ぬぐいきれない重大なあやまちをおかしたといえるのである。というのは、後藤裁判長は偏見のみにとらわれ、一方的に検察官の言葉の魔術におちいり、検察官の主張に全面的に迎合し、真に裁かれ罰される者が罰せられないで、正しく生きぬきたたかい、真実を求めるために法廷を通じて公正な裁きをわれわれは期待していたのであるが、それに対する裁判長の答えは簡単なものであった。

裁判所の階級性

裁判は、偏見のないあくまでも中立でなければならないと思う。ところが実際問題として、自分の考えがあまりにもあまかったことに対して反省をしてみた。裁判の中立性ということはナンセンスであったことである自分なりに考えていたことは、刑事一部においてはそのようなあやまった偏見はみじんもないものだと、こと裁判に関するかぎりにおいて裁判上公知の事実に非ざるかぎり、これをわれわれの心証中から払拭すべきであると、日々これ白紙の立場のうえに立って維持しつつ、すべては法廷にあらわれた新事実の証拠にもとづく弁論のみによってことを判定していくという態度に徹するものだと理解をふかめていた。

ところが、さきだって裁判所裁判官に対し抱いていた不信感といえるものをより一層ふかめたことはいなめない事実である。裁判所裁判官に対する平素からの疑惑や偏見を裁判所、裁判官は具体的事実にもとづいて解明していってこそ公正な裁判を報告できるものである。

この日こそ、われわれの脳裏から消え去ることのできない歴史的、劇的な一瞬であった。十二年間の感慨をかみしめて、すすり泣く家族と傍聴席の劇的な情景を、静けさの内にもきびしい声「では、判決をいい渡します」。そして「被告人らはいずれも無罪」と、いい渡した。あの冷厳さの中になにが秘められていたであろうか。「疑わしき者は罰せず」……。

崇高な態度ではなかったか。門用判決のあとで記者会見にのぞんだ裁判長は、その感想を静かに歌に託し「たか波もようやく越えて静かなる港に入りぬ心やすけし」といっている。実に頭のさがる思いがするものである。こうして、みずからが判決を、全国民の批判を仰ぐと結んだのである。

激励に感謝

以上の点にふかい感心を寄せるとともに、本件に対する弾圧、不当量刑には断固排撃の態勢を固めたたかうものである。総評炭労傘下の組合員、家族のみなさん、今日まで寄せられたあたたかい支援に対し、あらためて敬意と感謝をささげますとともに今後ともよろしくご指導とご支援を賜わりますようお願いいたします。

重ねて被告三十五名を代表して、紙上を借りて厚くお礼申しあげます。なお三池の同志のみなさん、主婦のみなさん、ただうれしさと感激でいっぱいです。

秋冬、二年有半にわたる長い歳月をおいといなく多数傍聴に馳せ参じていただき、また力強く激励してていただき、その激励に力づけられ今日まで一人の落伍者も出ずたたかい続けられたものであります。あくなき差別の苦しみに耐えしのんでたたかい続けられる同志をみるにつけ、ただ断腸の思いでにえくりかえります。われわれ三十五名は「これでいいのか」と、いつも反省し自己批判をなし、最後までたたかうことを決意しているものであります。

三池労組の栄光のために最後まで頑張ろう。がんばろう。ガンバローウ！